

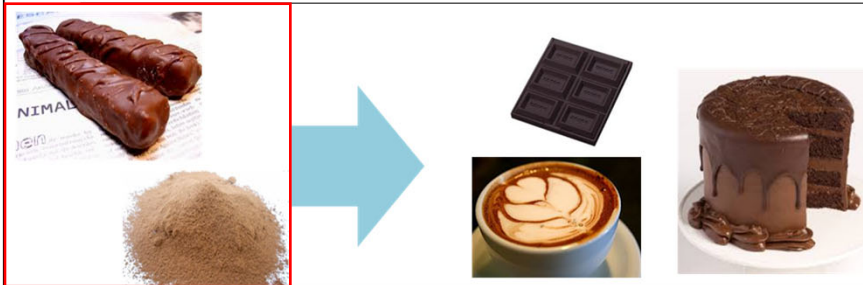
參考資料



(参考1) 加糖調製品の例

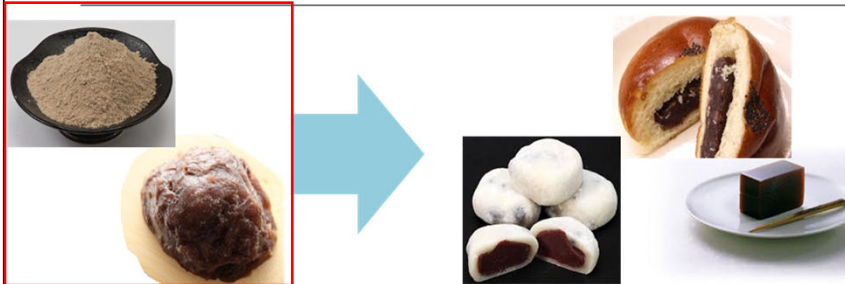
■ ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等
【使途: 菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



■ 調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等
【使途: 和菓子原料(加糖餡)等】



■ コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキスを、インスタントコーヒーの混合物等
【使途: インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



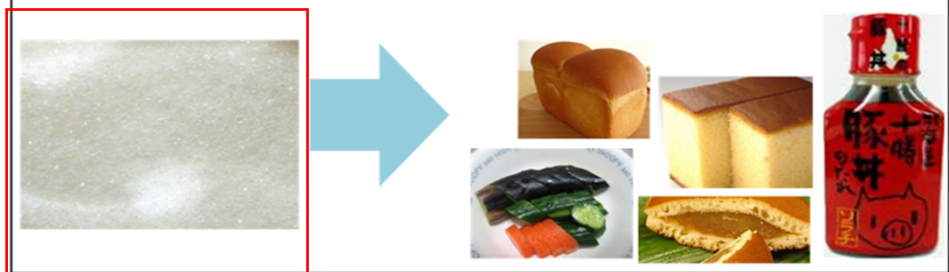
■ 粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等
【使途: 缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】



■ その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール(甘味料)の混合物、砂糖と塩の混合物等
【使途: 菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】
(ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能)



が加糖調製品

(参考2) CPTPP、日EU・EPAの合意内容

- 粗糖・精製糖については、糖価調整制度を維持。
- 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、
 - ①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。
 - ②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

品目/WT0譲許税率	CPTPPの合意内容	日EU・EPAの合意内容
粗糖 71.8円/kg	・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 ・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。	・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
精製糖 103.1円/kg		
加糖調製品 29.8%(加糖ココア粉) 25.0%(砂糖菓子) 10.0%(チョコレート菓子)等	・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(品目ごとに6～11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖との競合がより大きい品目については、枠数量を抑えるとともに枠内税率を一定程度維持。	・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は、段階的に11年目に関税撤廃。

(参考3) CPTPP税率のステージング（加糖調製品調整金対象6品目）

品名 (税番)	WTO 譲許税率	1年目 (協定発効)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目 以降
		2018 (年度)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029～
ココア粉 (1806.10-110)	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 (液・粉・粒状、2kg 超) (1806.20-121)	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 (ミルク30%未満) (1901.90-219)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 (コーヒーエクス 等) (2101.11-110)	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 (たんぱく質濃縮物 等) (2106.10-219)	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 (乳糖、乳たんぱく 又は 乳脂肪含有) (2106.90-284)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%